

延滞金について

○平均貸付割合(財務大臣が告知する割合)は、令和4年1月から「年0.4%」となっています。(一部の延滞金は現行の水準が維持されます)

	内容	本則	割合	令和4年1月から
延滞金	法定納期限を過ぎて履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	14.6%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)+7.3%	8.7%
1か月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)+1%	2.4%
納期限の延長	法人市民税等について納期限の延長があった場合に課されるもの(法第327条第1項及び第4項)	7.3%	平均貸付割合+0.5%	0.9%
徴収の猶予等	納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	7.3%	猶予特例基準割合(平均貸付割合+0.5%)	0.9%

(令和4年1月1日以降に対応する期間から)